

別記様式第1号(第四関係)

いちじま ちく
市島地区活性化計画

兵庫県・丹波市

令和3年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | | | | | | | |
|-------|-----------|------|-----|-----|------|------|-------------|
| 計画の名称 | 市島地区活性化計画 | | | | | | |
| 都道府県名 | 兵庫県 | 市町村名 | 丹波市 | 地区名 | 市島地区 | 計画期間 | 令和3年度～令和5年度 |

目 標 :
当該地区は、平成16年の合併以前から「有機の里いちじま」として有機農業を中心とした環境に優しい農業を基幹産業とし推進してきた。平成3年度には耕畜連携の拠点として「市島有機センター」を設置し、耕畜連携により牛ふんを活用した堆肥を生産・散布し、農地の土壌改良及び地力の増強を図り、農産物の品質向上を目指してきた。
近年課題となってきた、堆肥生産施設の老朽化、和牛の増頭傾向、有機農業を中心とした環境に優しい農業に対する需要の高まりにおいて、市島有機センターの堆肥生産施設を改修することにより、新たな農業の担い手の確保並びに「有機の里」としての更なる発展を目指し、定住促進を図る。

目標

| | |
|------------------------|-----------------------------|
| ①丹波市立市島有機センターの雇用者数の増加 | R2年度6人 ⇒ R6年度7人 |
| ②丹波市立市島有機センターの堆肥販売量の増加 | R1年度2,548.3t ⇒ R6年度3,870.0t |

目標設定の考え方

地区の概要:
本市は、中国山地の東端、兵庫県の中東部に位置し、北は福知山市、西は朝来市・多可町、南は西脇市、東は丹波篠山市と隣接している。阪神間からJRや自動車等で1時間 30 分から2時間圏内であり、市内南部は阪神都市圏との関わりが強い一方、北部では隣接する京都府の都市との関わりが強くなっている。
総面積77.15km²で、うち69%に当たる53.25km²が森林となっている。
気候は、兵庫県南部の瀬戸内海型気候と日本海型気候の間であり、年間の寒暖差、昼夜間の温度格差が大きく、秋から冬にかけて発生する霧は「丹波霧」と呼ばれ、豊かな自然環境に一層の深みと神秘さを醸している。年平均気温は 13～14℃で、年間降水量は 1,500～1,600mm と過ごしやすい気候である。

現状と課題
当地区を含む丹波市は、昭和60年の74,103人をピークに人口減少が進み、平成27年の国勢調査では64,660人となったことが表すように少子高齢化が進んでいる。農家の高齢化に伴う後継者不足は、耕作放棄地の増加を招き、本市の農村風景を悪化させる要因となっている。耕作放棄地や遊休農地の増加に伴う農村風景の消失は、ふるさとの魅力の喪失にも繋がり、ひいては交流人口の減少、生産人口の減少、特に農業従事者の減少にも影響を及ぼしている。
農の学校の開校による移住や、有機農業を中心とした環境に優しい農業、丹波大納言小豆・丹波黒大豆・丹波栗を始めとする丹波市の特産物に取り組む若者が移住しつつあるが、農業従事者は不足しており、耕作放棄地や遊休農地の増加に歯止めがかからない状況である。
こうしたなか、更なる有機農業を中心とした環境に優しい農業に取り組みやすい環境を整備することにより、農業を担う若者の確保が不可欠となっている。

今後の展開方向等
以上のような課題を解決するために、丹波市立市島有機センターの堆肥生産施設整備を行うことで、有機センターでの雇用の創出、更なる「有機農業を中心とした環境に優しい農業」の推進につなげていく。また、丹波市の農産物の生産を上げ、農業を担う若者の確保を目指す。
【丹波市立市島有機センターの堆肥生産施設整備】
・機械設備を発酵方式(通気型堆積方式)からスクリュュー式の発酵攪拌方式に更新。
・エアレーション設備の追加と配管の変更に対応するブロウ設備の変更。
・ふるい機を新規導入し、袋詰堆肥の品質向上を図る。
・仕切壁を設置し、生牛ふん置場を拡張。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名) | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別 | 備考 |
|------|-----|-----------------------|--------|----------|---------------------|----|
| 丹波市 | 市島 | 地域資源循環活用施設(㊸)リサイクル施設) | 丹波市 | 有 | 二 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

| |
|--|
| |
|--|

3 活性化計画の区域

| | | |
|---|------|---------|
| 市島地区(兵庫県丹波市) | 区域面積 | 7,715ha |
| 区域設定の考え方 | | |
| <p>①法第3条第1号関係：</p> <ul style="list-style-type: none">・区域は、丹波市の北東部の中山間地域に位置する。畜産が盛んで500頭以上の安定的な大規模経営農家や中小農家からなる。地域内の丹波市立市島有機センターでは、畜産農家から排出される家畜排泄物等を原材料に牛ふん堆肥を作っている。その良質な堆肥などを使用した有機農業での水稻や露地野菜の作付けも盛んである。IターンやUターンの新規就農者も多い。里山や農地など豊かな自然環境が多く残り、有機の里として環境や安全面に配慮した循環型農業を更に活性化しようとするところからみて、農林業が重要な事業である地域である。・区域内面積7,715haのうち、山林5,324.84ha(69.0%)と農地1,153.08ha(14.9%)が84.0%を占め、また、区域内の就業人口(15歳以上)4,355人の10.1%にあたる439人が農業に従事しており、農業が重要な産業となっている区域である(※就業人口の数値については、H27国勢調査の数値。R2国勢調査の就業人口確定値が、まだ公表されていないため、H27国勢調査の数値を使用)。 | | |
| <p>②法第3条第2号関係：</p> <ul style="list-style-type: none">・当該区域の基幹産業である農業の総農家数(販売農家及び自給的農家の合計)は、高齢化の進行や後継者不足等により、平成17年の1,297戸から平成27年の997戸と10年間で300戸、23.1%減少しており、基幹産業の衰退や地域活力の停滞が危惧されている(出所:2005/2015農林業センサス)。・交通網の整備により京阪神地域との時間的距離も短縮され、阪神間からJRや自動車等で2時間圏内である。また、隣接する京都府の都市との関わりも強い。 <p>こうしたなか、当該区域は、有機農業を中心とした環境に優しい農業、丹波大納言小豆・丹波黒大豆・丹波栗を始めとする丹波市の特産物に取り組む若者が移住しつつある。更なる有機農業を中心とした環境に優しい農業に取り組みやすい環境整備等により、定住を促進することが、当該区域の農山村の活性化にとって有効かつ適切であると認められる。</p> | | |
| <p>③法第3条第3号関係：</p> <p>当該区域においては市街化区域はなく、都市計画法に基づく用途地域も含んでいない。</p> | | |

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積(m ²) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|-------------------------|--------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の種類 | 土地所有者 | | 権利の種類 | 土地所有者 | | 農地 | 市民農園施設 | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別 | 種別 | |
| 該 当 無 | | | | | | | | | | | | | |

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

| 整備計画 | 種別 | 構造 | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|-------|----|------|------|------|----|
| 建築物 | | | | | | |
| 工作物 | 該 当 無 | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

| |
|--|
| |
|--|

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|-------|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 | 該 当 無 | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準 | | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準 | | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 | | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 | | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 | | |

